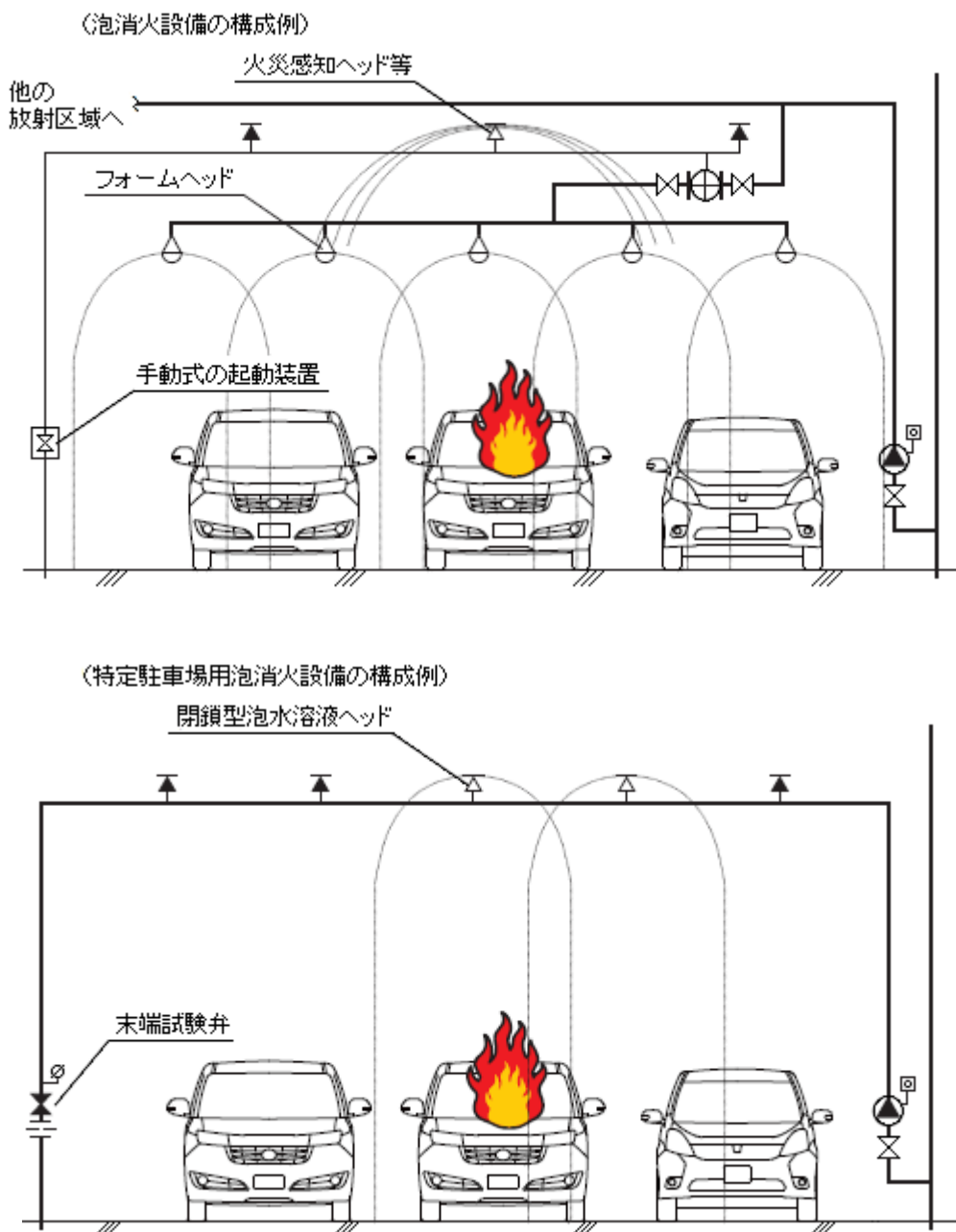


第4の3 特定駐車場用泡消火設備

1 主な構成

泡消火設備は、50 m²から 100 m²までの規模で放射区域を設定し、当該区域内に設置されているすべてのフォームヘッドから泡を一斉に放射し、火災を消火するものであるが、特定駐車場用泡消火設備にあつては、火災となった自動車等の防護対象物に対し、直近の開鎖型泡水溶液ヘッド（特定駐車場に用いるスプリンクラーヘッドであつて、火災の熱により作動し、圧力により泡水溶液を放射するものをいう。以下同じ。）が開放し、泡水溶液を局所的に放射して火災を消火する泡消火設備である。（第4の3-1図参照）



第4の3-1図

2 用語の意義

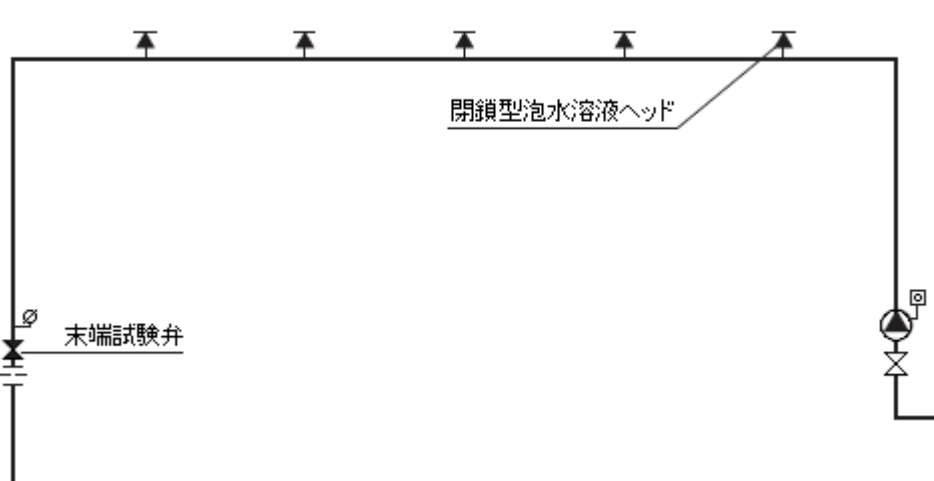
この項において用いる用語の定義は、次による。

- (1) 「特定駐車場」とは、政令別表第1に掲げる防火対象物の駐車のために供される部分で、次に掲げるものをいう。
 - ア 当該部分の存する階（屋上部分を含み、駐車するすべての車両が同時に屋外に出ることができる構造の階を除く。）における当該部分の床面積が、地階又は2階以上の階にあっては200㎡以上、1階にあっては500㎡以上、屋上部分にあっては300㎡以上のものうち、床面から天井までの高さが10m以下の部分
 - イ 昇降機等の機械装置により車両を駐車させる構造のもので、車両の収容台数が10以上のものうち、床面から天井までの高さが10m以下のもの
- (2) 「特定駐車場用泡消火設備」とは、特定駐車場における火災の発生を感知し、自動的に泡水溶液（泡消火薬剤と水との混合液をいう。以下この項において同じ。）を圧力により放射して当該火災の拡大を初期に抑制するための設備をいう。
- (3) 「単純型平面式泡消火設備」とは、(1)アに規定する特定駐車場（昇降機等の機械装置により車両を駐車させる構造の部分を除く。以下この項において「平面式特定駐車場」という。）において閉鎖型泡水溶液ヘッドを用いる特定駐車場用泡消火設備（(4)から(7)までに掲げるものを除く。）をいう。（第4の3-2図参照）
- (4) 「感知継手開放ヘッド併用型平面式泡消火設備」とは、平面式特定駐車場において閉鎖型泡水溶液ヘッド、開放型泡水溶液ヘッド及び感知継手（火災の感知と同時に内蔵する弁体を開放し、開放型泡水溶液ヘッド又は泡ヘッドに泡水溶液を供給する継手をいう。以下この項において同じ。）を用いる特定駐車場用泡消火設備をいう。（第4の3-3図参照）
- (5) 「感知継手泡ヘッド併用型平面式泡消火設備」とは、平面式特定駐車場において閉鎖型泡水溶液ヘッド、泡ヘッド及び感知継手を用いる特定駐車場用泡消火設備をいう。（第4の3-4図参照）
- (6) 「一斉開放弁開放ヘッド併用型平面式泡消火設備」とは、平面式特定駐車場において閉鎖型泡水溶液ヘッド、開放型泡水溶液ヘッド、火災感知用ヘッド、閉鎖型スプリンクラーヘッド（小区画型ヘッドを除く。）及び一斉開放弁を用いる特定駐車場用泡消火設備をいう。（第4の3-5図参照）
- (7) 「一斉開放弁泡ヘッド併用型平面式泡消火設備」とは、平面式特定駐車場において閉鎖型泡水溶液ヘッド、泡ヘッド、火災感知用ヘッド、閉鎖型スプリンクラーヘッド及び一斉開放弁を用いる特定駐車場用泡消火設備をいう。（第4の3-6図参照）
- (8) 「機械式泡消火設備」とは、特定駐車場のうち、昇降機等の機械装置により車両を駐車させる構造の部分（以下この項において「機械式特定駐車場」という。）において閉鎖型泡水溶液ヘッド、開放型泡水溶液ヘッド、泡ヘッド、火災感知用ヘッド、閉鎖型スプリンクラーヘッド、一斉開放弁及び感知継手を用いる特定駐車場用泡消火設備をいう。（第4の3-7図参照）

参照)

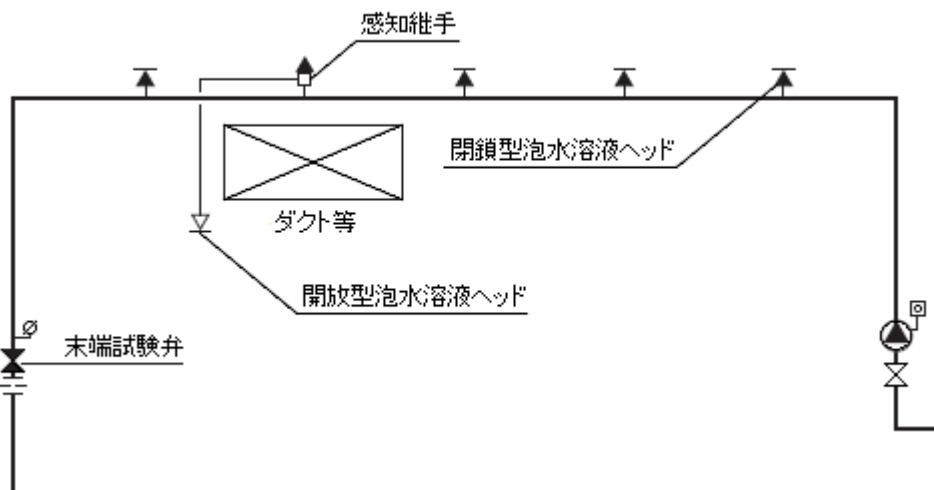
- (9) 「流水検知装置」とは、**流水検知装置の技術上の規格を定める省令**（昭和 58 年自治省令第 2 号。以下「**流水検知装置省令**」という。）の規定に適合する流水検知装置をいう。
- (10) 「有効感知範囲」とは、消防庁長官が定める試験方法において閉鎖型泡水溶液ヘッド、感知継手、火災感知用ヘッド及び閉鎖型スプリンクラーヘッドが火災の発生を有効に感知することができる範囲として確認された範囲をいう。
- (11) 「有効放射範囲」とは、消防庁長官が定める試験方法において閉鎖型泡水溶液ヘッド、開放型泡水溶液ヘッド及び泡ヘッドから放射する泡水溶液によって有効に消火することができる範囲として確認された範囲をいう。
- (12) 「有効警戒範囲」とは、前(10)及び(11)に規定する設備の有効感知範囲及び有効放射範囲が重複する範囲をいう。

〈単純型平面式泡消火設備の構成例〉



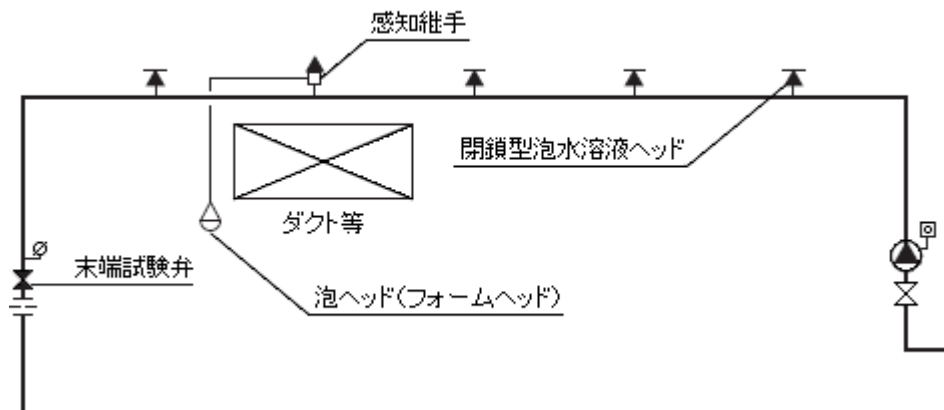
第 4 の 3 - 2 図

〈感知継手開放ヘッド併用型平面式泡消火設備の構成例〉



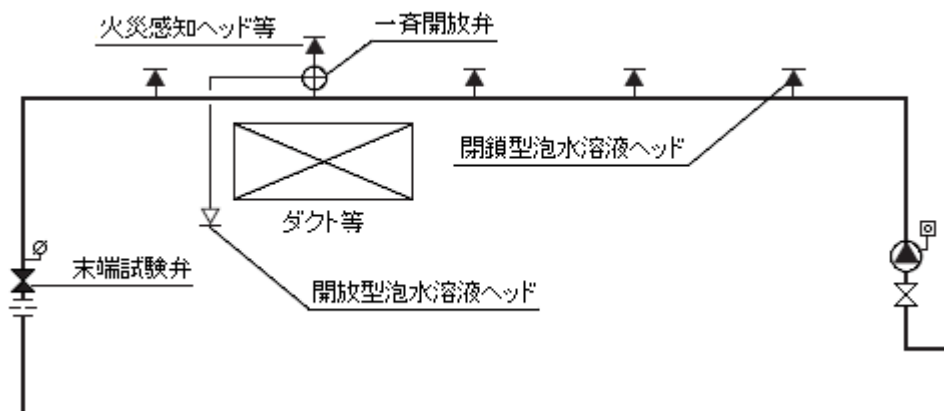
第 4 の 3 - 3 図

(感知継手泡ヘッド併用型平面式泡消火設備の構成例)



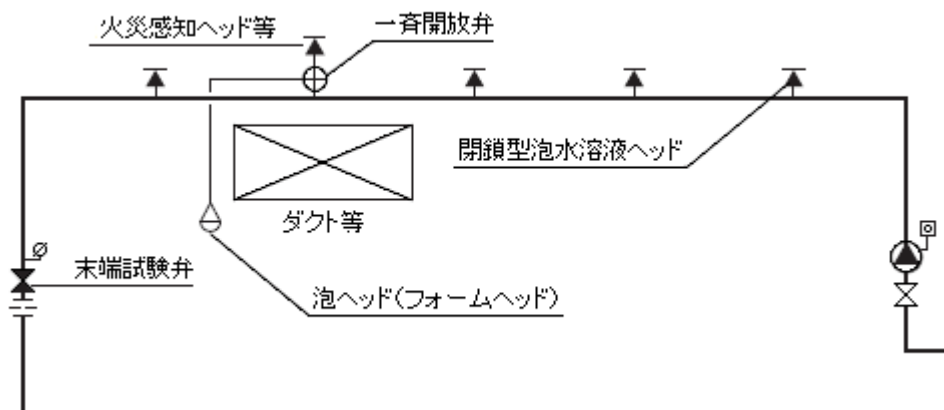
第4の3-4図

(一斉開放弁開放ヘッド併用型平面式泡消火設備の構成例)



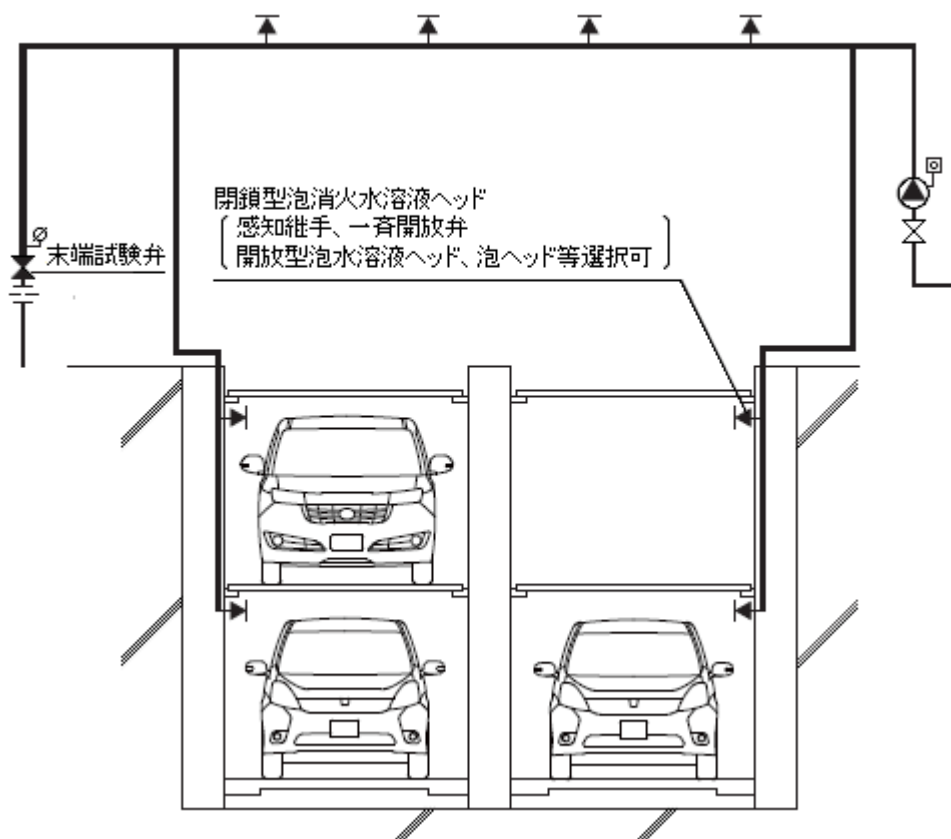
第4の3-5図

(一斉開放弁泡ヘッド併用型平面式泡消火設備の構成例)



第4の3-6図

(機械式泡消火設備の構成例)



第4の3-7図

(参考) 各泡消火設備と火災感知部の構成表

区分	閉鎖型 泡水溶液 ヘッド	感知継手	火災感知用 ヘッド及び 一斉開放弁	開放型 泡水溶液 ヘッド	泡ヘッド
単純平面式泡消火設備	○				
感知継手開放ヘッド併用型 平面式泡消火設備	○	○		○	
感知継手泡ヘッド併用型 平面式泡消火設備	○	○			○
一斉開放弁開放ヘッド併用型 平面式泡消火設備	○		○	○	
一斉開放弁泡ヘッド併用型 平面式泡消火設備	○		○		○
機械式泡消火設備	○	△	△	△	△

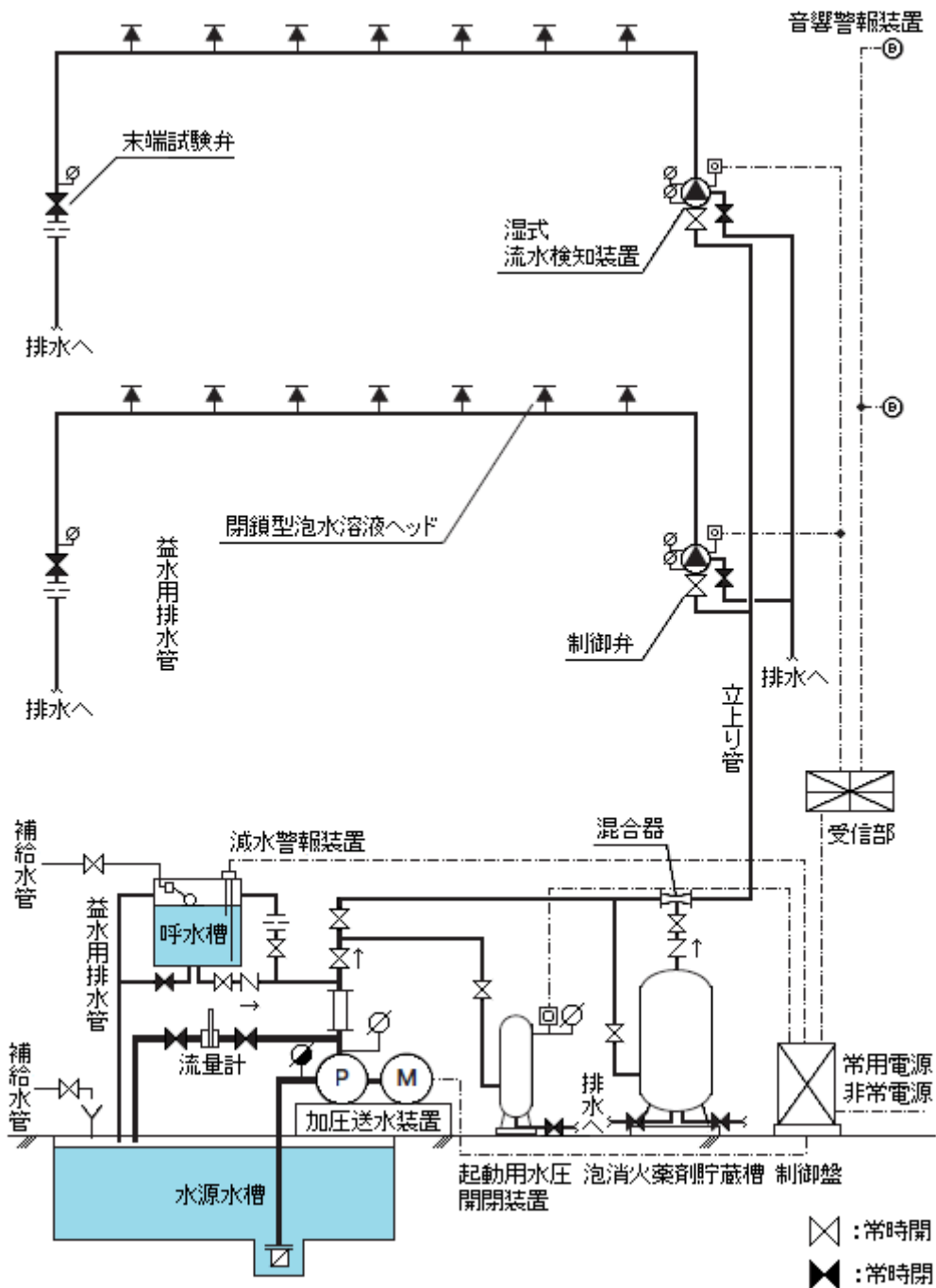
凡例：○は、必ず用いるべき機器をいう。

△は、選択して用いることが可能な機器をいう。

3 単純平面式泡消火設備

特定駐車場における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成 26 年総務省令第 23 号。以下「特定駐車場省令」という。）第 4 条に規定する単純型平面式泡消火設備は、次によること。

(1) 主な構成（プレッシャー・プロポーショナー方式。第 4 の 3－8 図参照）



第 4 の 3－8 図

(2) 加圧送水装置

加圧送水装置（圧力水槽を用いるものを除く。）は、次によること。

ア ポンプを用いる加圧送水装置

(ア) 設置場所

a 設置場所は、**特定駐車場省令** 第4条第6号の規定によるほか、**第2 屋内消火栓設備 3(1)**（ウを除く。）を準用すること。

b ポンプの設置場所には、次の表示を設けること。（**第4の3-9図**参照）

特定駐車場用泡消火設備の概要		
1 設置場所	：	地：白色
2 防護面積	：	文字：黒色
3 特定駐車場用泡消火設備の種別	：	1字につき2cm ² 以上
4 ヘッドの種別及び数量	：	
5 加圧送水装置の性能	：	
6 非常電源の種別	：	
7 設置年月日	：	
8 施工者名	：	

第4の3-9図

(イ) 機器

a ポンプは、特定駐車場用泡消火設備専用とすること。●

b 機器は、**特定駐車場省令** 第4条第9号の規定によるほか、**第2 屋内消火栓設備 3(2)**を準用すること。

(ウ) 設置方法

設置方法は、**特定駐車場省令** 第4条第9号の規定によるほか、**第2 屋内消火栓設備 3(3)**を準用すること。

(エ) 泡放出口の放出圧力が当該泡放出口の上限値を超えないための措置

特定駐車場省令 第4条第9号の規定が準用する省令第18条第4項第9号ニに規定する「泡放出口の放出圧力が当該泡放出口の上限値を超えないための措置」は、**第2 屋内消火栓設備 3(4)**（ウを除く。）を準用すること。

イ 高架水槽を用いる加圧送水装置

(ア) 設置場所

設置場所は、**特定駐車場省令** 第4条第6号の規定によるほか、**第2 屋内消火栓設備 3の2(1)**を準用すること。

(イ) 機器

機器は、**特定駐車場省令** 第4条第9号の規定によるほか、**第2 屋内消火栓設備 3の2(2)**を準用すること。

(ウ) 設置方法

設置方法は、**特定駐車場省令** 第4条第9号の規定によるほか、**第2 屋内消火栓設備 3の2(3)**を準用すること。

(エ) 泡放出口の放出圧力が当該泡放出口の上限値を超えないための措置

特定駐車場省令 第4条第9号の規定が準用する省令第18条第4項第9号ニに規定する「泡放出口の放出圧力が当該泡放出口の上限値を超えないための措置」は、**第2 屋内消火栓設備 3の2(4)**を準用すること。

(3) 水源

水源は、**特定駐車場省令** 第4条第2号の規定によるほか、次によること。

ア 水源は、**第2 屋内消火栓設備 4** ((3)イを除く。)を準用すること。

イ 水源の水量は、次の(ア)及び(イ)に定める量の泡水溶液を作るに必要な量以上を確保すること。**(特定駐車場省令 第4条第2号関係)**

(ア) 消防庁長官が定める試験方法において火災の発生時に開放することが確認された閉鎖型泡水溶液ヘッドの最大個数（以下この項において「最大開放個数」という。）又は次の式により求められる閉鎖型泡水溶液ヘッドの個数のうちいずれか大きい個数（当該個数が8以下の場合にあっては、8）の閉鎖型泡水溶液ヘッドを同時に開放した場合に、泡水溶液を10分間放射することができる量

$$N=10 \times (2.3)^2 \div r^2$$

r：閉鎖型泡水溶液ヘッドの有効感知範囲の半径（2以上の種類の閉鎖型泡水溶液ヘッドを用いる場合にあっては最小の半径に限る。）（単位：m）

N：閉鎖型泡水溶液ヘッドの個数（小数点以下は切り上げる。）（単位：個）

(イ) 配管内を満たすに要する泡水溶液の量

この場合、「配管内を満たすに要する泡水溶液の量」とは、ポンプから最遠の閉鎖型泡水溶液ヘッドまでの配管を満たすに必要な水量とすること。

た量以上の量とすること。

イ 泡消火薬剤は、閉鎖側泡水溶液ヘッドとの組み合わせを指定されたものを用いること。

ウ 泡消火薬剤の貯蔵槽は、**第4 泡消火薬剤 7(2)**に準じること。

(7) 泡消火薬剤混合装置

ア 泡消火薬剤混合装置は、**特定駐車場省令 第4条第12号**の規定によるほか、混合方式は、プレッシャー・プロポーション方式とすること。▲

イ 泡消火薬剤混合装置は、認閉鎖側泡水溶液ヘッドとの組み合わせを指定されたものを用いること。

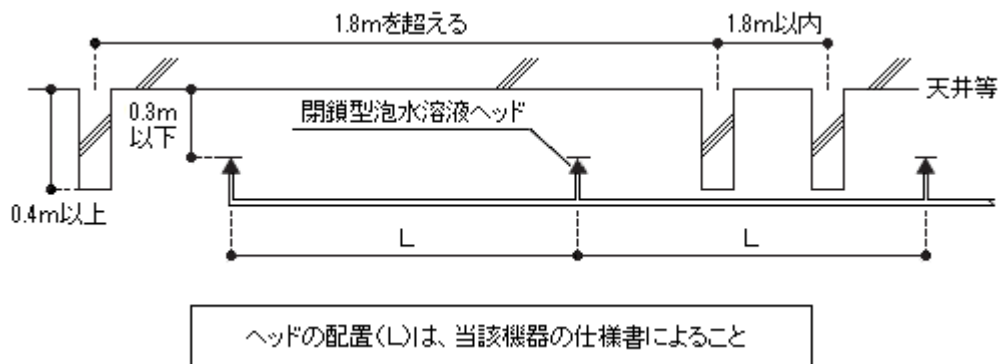
(8) 閉鎖型泡水溶液ヘッド

閉鎖型泡水溶液ヘッドは、**特定駐車場省令 第4条第1号**の規定によるほか、次によること。

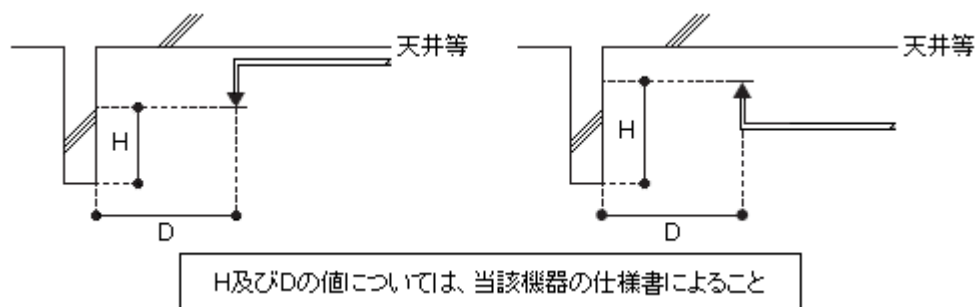
ア 設置場所

(ア) 閉鎖型泡水溶液ヘッドは、当該ヘッドの取付け面から0.4m以上突き出したはり等によって区画された部分ごとに設けること。ただし、当該はり等の相互間の中心距離が1.8m以下である場合にあっては、この限りでない。**(特定駐車場省令 第4条第1号柱書関係。第4の3-10図参照)**

なお、閉鎖型泡水溶液ヘッドの配置及び梁等がある場合の設置は、当該機器の仕様書によること。**(第4の3-11図参照)**



第4の3-10図

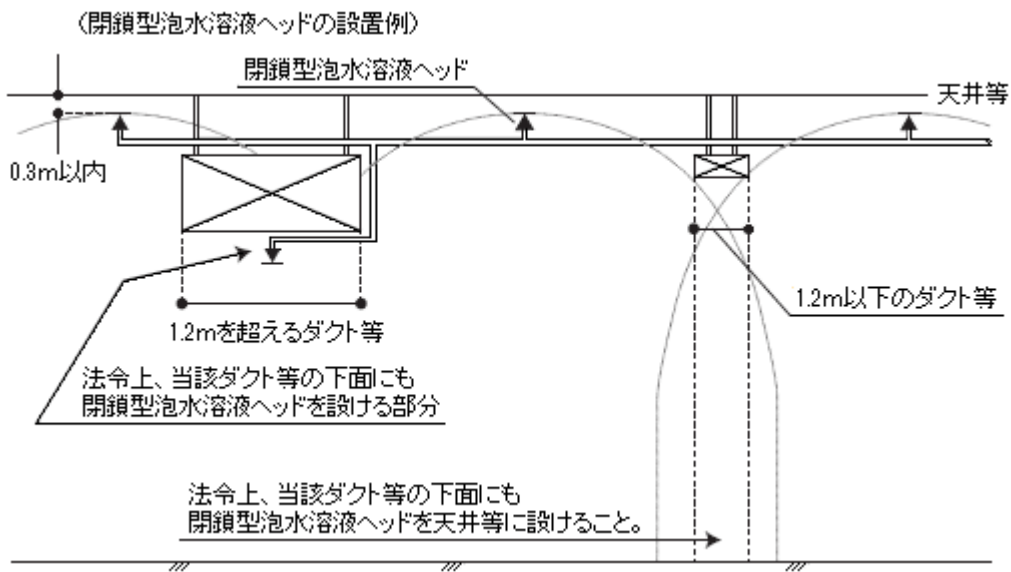


第4の3-11図

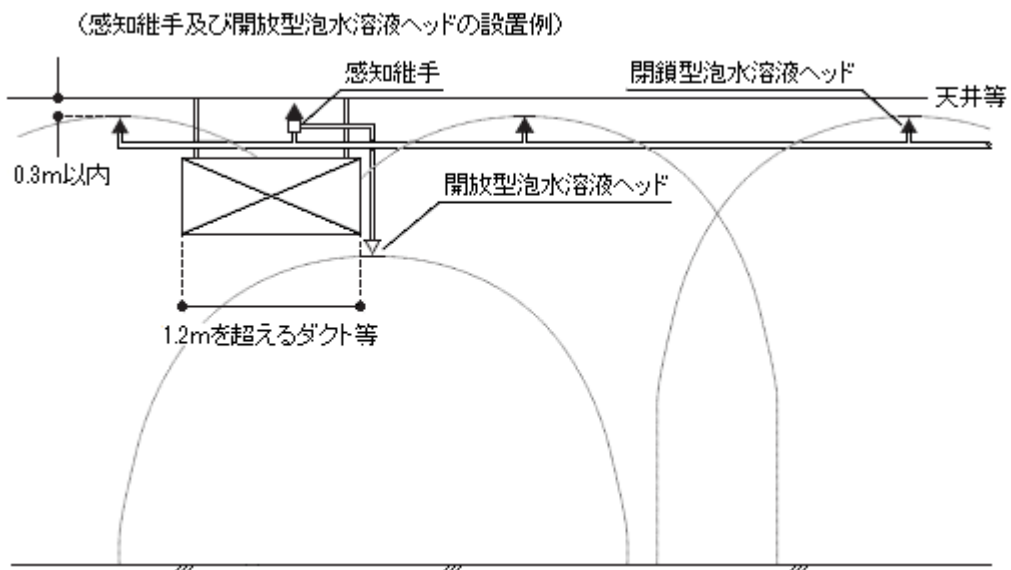
(イ) 給排気用ダクト、棚等（以下この項において「ダクト等」という。）でその幅又は奥行が 1.2mを超えるものがある場合には、当該ダクト等の下面にも閉鎖型泡水溶液ヘッドを設けること。（**特定駐車場省令** 第4条第1号柱書関係。第4の3-12図参照）

また、幅又は奥行が 1.2m以下のダクト等においても、当該ダクト等の下面に散水できるように閉鎖型泡水溶液ヘッドを天井等（天井の室内に面する部分又は上階の床若しくは屋根の下面をいう。以下この項において同じ。）に設けること。▲

ただし、ダクト等の上面に設けられた感知継手、火災感知用ヘッド又は閉鎖型スプリンクラーヘッドの開放により、当該ダクト等の下面に設けられた開放型泡水溶液ヘッド又は泡ヘッドから放射することができる場合は、この限りでない。（第4の3-13図参照）



第4の3-12図



第4の3-13図

(ウ) 閉鎖型泡水溶液ヘッドのデフレクターと当該ヘッドの取付け面との距離は、0.3m以下であること。(特定駐車場省令 第4条第1号柱書関係)

なお、有効な消火ができるよう、当該機器の仕様書で定める範囲内には、何も設けられ、又は置かれていないこと。

(エ) 閉鎖型泡水溶液ヘッドは、当該ヘッドの軸心が当該ヘッドの取付け面に対して直角となるように設けること。(特定駐車場省令 第4条第1号柱書関係)

(オ) 閉鎖型泡水溶液ヘッドは、その取り付ける場所の正常時における最高周囲温度に応じて**第4の3-1表**で定める標示温度を有するものを設けること。(特定駐車場省令 第4条第1号イ関係)

第4の3-1表

取り付ける場所の最高周囲温度	表示温度
39°C未満	79°C未満
39°C以上 64°C未満	79°C以上 121°C未満

(カ) 閉鎖型泡水溶液ヘッドは、防護対象物（当該消火設備によって消火すべき対象物をいう。以下この項において同じ。）のすべての表面が閉鎖型泡水溶液ヘッドの有効警戒範囲内に包含できるように設けること。(特定駐車場省令 第4条第1号ロ関係)

(キ) 閉鎖型泡水溶液ヘッドは、当該機器の仕様書で定める取付高さの範囲内に設けること。

(ク) 閉鎖型泡水溶液ヘッドの周囲には、感知及び放射分布に障害となるものがないこと。

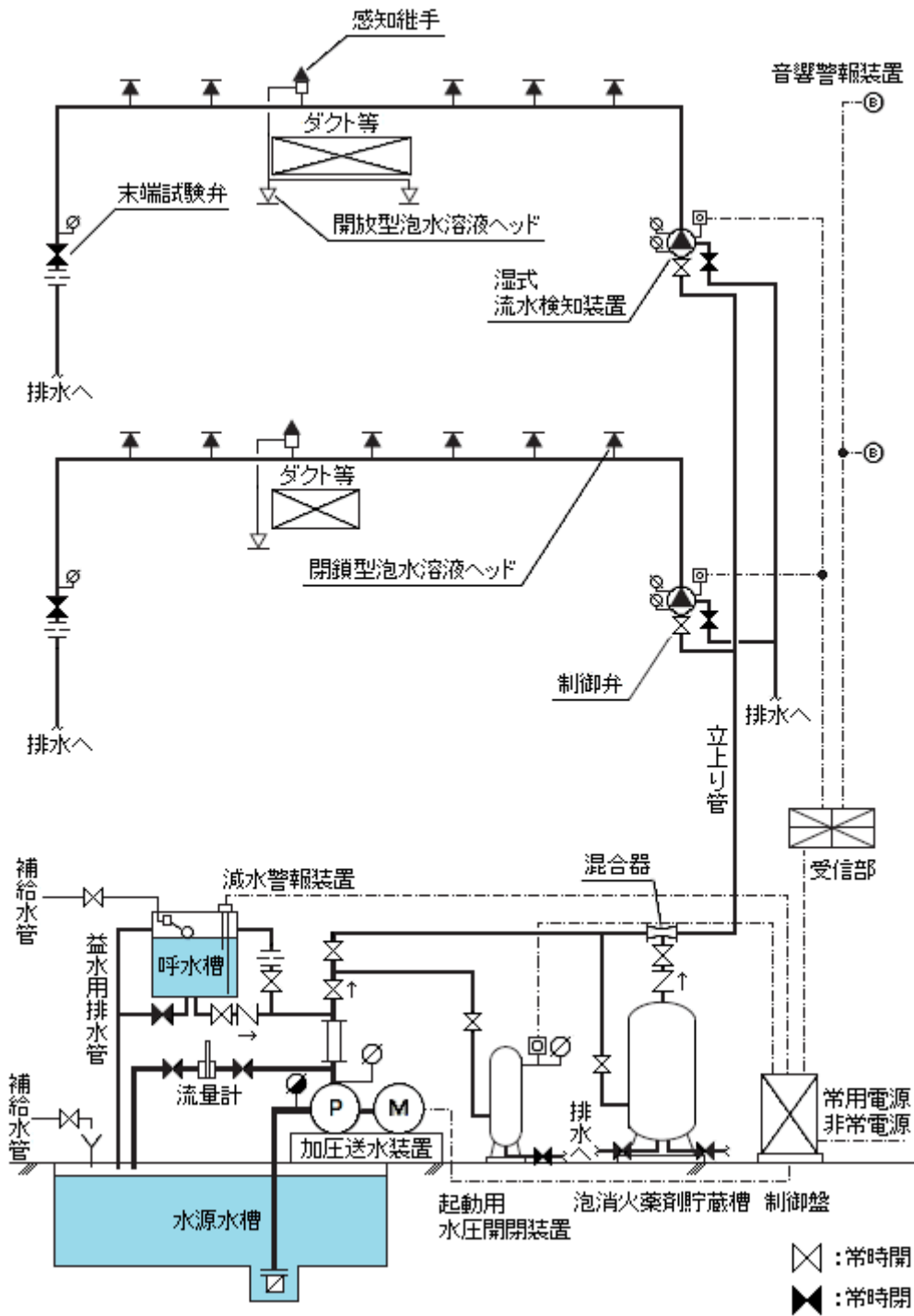
イ 機器

閉鎖型泡水溶液ヘッドは、**特定駐車場用泡消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準**（平成26年消防庁告示第5号。以下「**特定駐車場告示**」という。）に適合するもの又は認定品のものとする。●

4 感知継手開放ヘッド併用型平面式泡消火設備

特定駐車場省令 第5条に規定する感知継手開放ヘッド併用型平面式泡消火設備は、次によること。

(1) 主な構成（プレッシャー・プロポーショナー方式。**第4の3-14図**参照）



第4の3-14図

(2) 加圧送水装置

加圧送水装置は、**特定駐車場省令** 第5条において準用する第4条第6号及び第9号の規定によるほか、前3(2)を準用すること。

(3) 水源

水源は、**特定駐車場省令** 第5条第4号の規定によるほか、次によること。

ア 水源は、**第2 屋内消火栓設備 4** ((3)イを除く。)を準用すること。

イ 水源の水量は、次のア及びイに定める量の泡水溶液を作るに必要な量以上を確保すること。**(特定駐車場省令 第5条第4号関係)**

(ア) 水源の水量は、前**3**(3)イ(ア)に定める量又は次のa若しくはbに定める個数のいずれか大きい個数（当該個数が8以下の場合にあつては、8）の閉鎖型泡水溶液ヘッド及び感知継手を同時に開放した場合に泡水溶液を10分間放射することができる量

a 最大開放個数に、最大開放個数における閉鎖型泡水溶液ヘッドの有効感知範囲の範囲内に設けられる感知継手に接続される開放型泡水溶液ヘッドの数を加え、当該範囲内に設けられた感知継手の個数を減じた個数

b 前**3**(2)イ(ア)に定める式により求められる個数に、当該個数における閉鎖型泡水溶液ヘッドの有効感知範囲の範囲内に設けられる感知継手に接続される開放型泡水溶液ヘッドの数を加え、当該範囲内に設けられた感知継手の個数を減じた個数

(イ) 配管内を満たすに要する泡水溶液の量

(4) 配管等

配管等は、**特定駐車場省令 第5条**において準用する第4条第8号及び第5条第5号の規定によるほか、前**3**(4)を準用すること。

(5) 配管等の摩擦損失計算

配管等の摩擦損失計算は、**摩擦損失計算告示**によるほか、**第2 屋内消火栓設備 6**を準用すること。

(6) 泡消火薬剤

ア **特定駐車場省令 第5条**において準用する第4条第5号に規定する泡消火薬剤の貯蔵量は、前(3)イに定める泡水溶液の量に、消火に有効な泡を生成するために適した泡消火薬剤の希釈容量濃度を乗じて得た量以上の量とすること。

イ 泡消火薬剤の貯蔵槽は、前**3**(6)ウを準用すること。

(7) 泡消火薬剤混合装置

泡消火薬剤混合装置は、**特定駐車場省令 第5条**において準用する第4条第12号の規定によるほか、混合方式は、プレッシャー・プロポーショナル方式とすること。▲

(8) 閉鎖型泡水溶液ヘッド

閉鎖型泡水溶液ヘッドは、**特定駐車場省令 第5条**において準用する第4条第1号（ロを除く。）及び第5条第1号に規定によるほか、前**3**(8)を準用すること。

(9) 感知継手

感知継手は、特定駐車場省令第5条第1号の規定によるほか、次によること。

ア 設置場所

(ア) 感知継手は、その取り付ける場所の正常時における最高周囲温度に応じて**第4の3-2表**で定める標示温度を有するものを設けること。**(特定駐車場省令 第5条第1号イ関係)**

第4の3-2表

取り付ける場所の最高周囲温度	表示温度
39°C未満	79°C未満
39°C以上 64°C未満	79°C以上 121°C未満

(イ) 感知継手は、防護対象物の全ての表面が開放型泡水溶液ヘッド及び感知継手の有効警戒範囲内に包含できるように設けること。(特定駐車場省令 第5条第1号口関係)

第4の3-15図参照

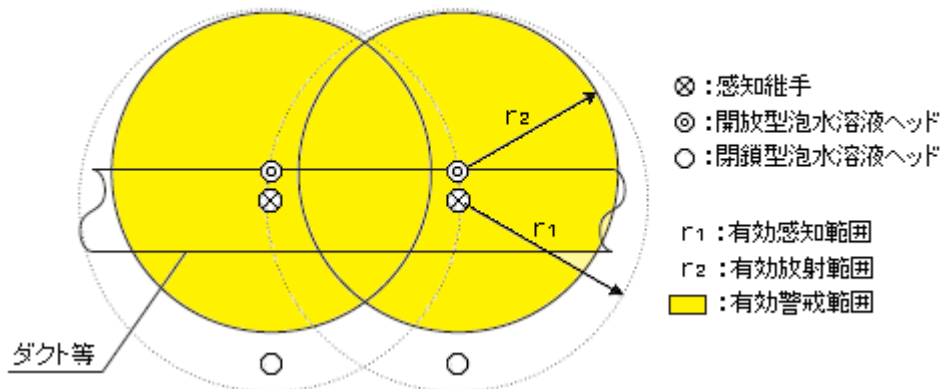
なお、感知継手の配置及び梁等がある場合の設置は、当該機器の仕様書によること。

- (ウ) 感知継手は、当該機器の仕様書で定める取付高さの範囲内に設けること。
- (エ) 感知継手と取付け面との距離は、当該機器の仕様書で定める距離とすること。
- (オ) 感知継手の周囲には、感知に障害となるものがないこと。

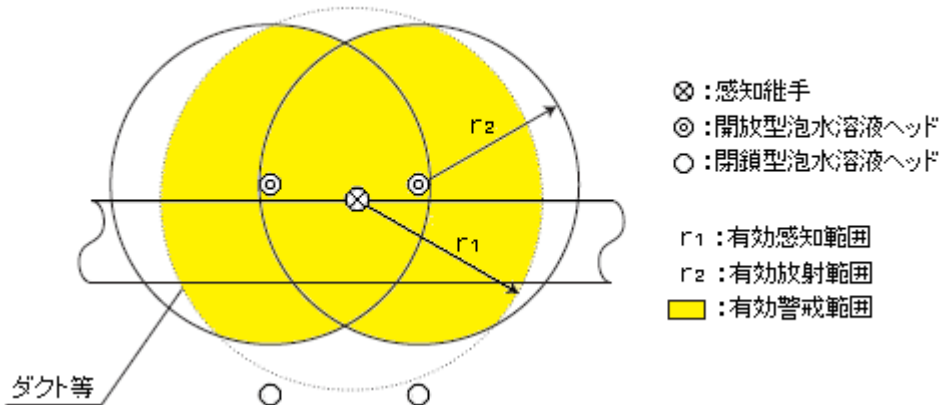
イ 機器

感知継手は、**特定駐車場告示**に適合するもの又は認定品のものとする。●

(一の感知継手に接続する開放型泡水溶液ヘッドの数が1の場合)



(一の感知継手に接続する開放型泡水溶液ヘッドの数が2の場合)



第4の3-15図

(10) 開放型泡水溶液ヘッド

開放型泡水溶液ヘッドは、**特定駐車場省令** 第5条第2号及び第3号の規定によるほか、次によること。

ア 設置場所等

(ア) 開放型泡水溶液ヘッドは、感知継手の開放により放射すること。**(特定駐車場省令 第5条第2号イ関係)**

(イ) 一の感知継手に接続する開放型泡水溶液ヘッドの数は2以下とすること。**(特定駐車場省令 第5条第2号ロ関係)**

(ウ) 開放型泡水溶液ヘッドは、防護対象物の全ての表面が、開放型泡水溶液ヘッド及び感知継手の有効警戒範囲内に包含できるよう設けること。**(特定駐車場省令 第5条第3号関係)**

(エ) 開放型泡水溶液ヘッドは、当該機器の仕様書で定める取付高さの範囲内に設けること。

(オ) 開放型泡水溶液ヘッドの周囲には放射分布に障害となるものがないこと。

イ 機器

開放型泡水溶液ヘッドは、**特定駐車場告示**に適合するもの又は認定品のものとする。



5 流水検知装置

流水検知装置は、**特定駐車場省令** 第4条第3号の規定によるほか、**第3 スプリンクラー設備** 10(1)ア及びイを準用すること。

6 制御弁

(1) 配管には、**第4 泡消火設備** 10により、制御弁を設けること。▲

(2) 制御弁は、流水検知装置の一次側直近に設け、当該流水検知装置の警戒区域を經由することなく接近できる共用部分又は階段の直近等の容易に操作できる位置とすること。

(3) 制御弁には、その直近の見やすい箇所に次の標識を設けること。▲**(第4の3-16図参照)**

ア 標識の大きさは、短辺 10 cm以上、長辺 30 cm以上とすること。

イ 地を赤色、文字を白色とすること。



第4の3-16図

7 自動警報装置

自動警報装置は、**特定駐車場省令** 第4条第11号の規定によるほか、**第4 泡消火設備 11**を準用すること。

8 起動装置

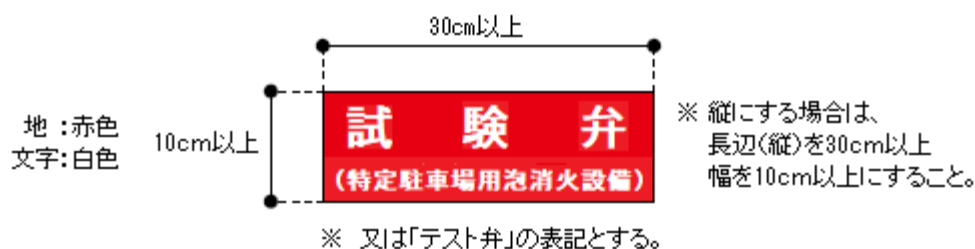
- (1) 起動装置は、**特定駐車場省令** 第4条第10号の規定によるほか、**第4 泡消火設備 13** (1)アを準用すること。
- (2) 起動用水圧開閉装置の起動設定圧力は、最も低くなると予想される位置にある閉鎖型泡水溶液ヘッド、開放型泡水溶液ヘッド及び泡ヘッドからの放射圧力が、使用圧力の下限値を下回る前に起動する値とすること。
- (3) 起動装置には、その直近の見やすい箇所に次の標識を設けること。●（**第4の3-17 図**参照）
 - (ア) 標識の大きさは、短辺 10 cm以上、長辺 30 cm以上とすること。
 - (イ) 地を赤色、文字を白色とすること。



第4の3-17 図

9 末端試験弁

- (1) 末端試験弁は、**特定駐車場省令** 第4条第15号の規定によるほか、**第3 スプリンクラ一設備 12** (5)を除く。)を準用すること。
- (2) 末端試験弁には、その直近の見やすい箇所に次の標識を設けること。●（**第4の3-18 図**参照）
 - (ア) 標識の大きさは、短辺 10 cm以上、長辺 30 cm以上とすること。
 - (イ) 地を赤色、文字を白色とすること。



第4の3-18 図

10 送水口

- (1) 送水口を**第2 スプリンクラー設備 13**（クを除く。）に準じて設けること。●
- (2) 送水口には、次の標識を設けること。（**第4の3-19 図**参照）
 - (ア) 標識の大きさは、短辺 10 cm以上、長辺 30 cm以上とすること。
 - (イ) 地を赤色、文字を白色とすること。



第4の3-19 図

- (3) 送水口は、原則、加圧送水装置から泡消火薬剤混合装置までの配管に、専用の配管で接続すること。

11 表示及び警報

表示及び警報は、**第3 スプリンクラー設備 15**を準用すること（**特定駐車場省令 第4条 第13号**の規定により総合操作盤が設けられている場合を除く。）。

12 貯水槽等の耐震措置

特定駐車場省令 第4条 第14号の規定する貯水槽等の耐震措置は、**第2 屋内消火栓設備 11**を準用すること。

13 非常電源及び配線等

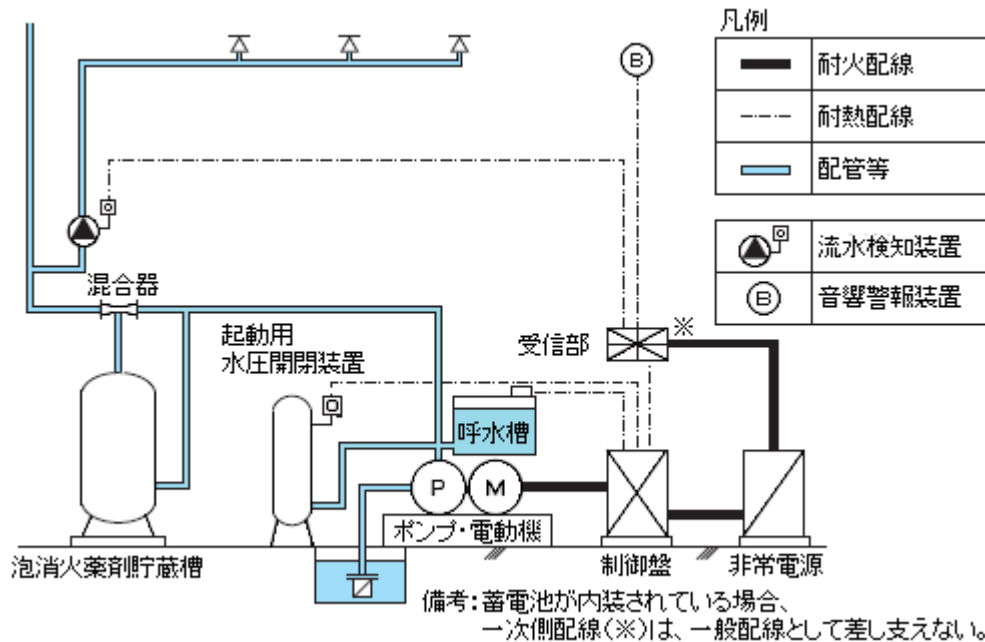
非常電源及び配線等は、**特定駐車場省令 第4条 第7号**の規定によるほか、次によること。

- (1) 非常電源等
非常電源及び非常電源回路の配線等は、**第23 非常電源**によること。
- (2) 常用電源回路の配線
常用電源回路の配線は、**第2 屋内消火栓設備 12(2)**を準用すること。
- (3) 非常電源回路、操作回路及び警報装置回路の配線は、次によること。（**第4の3-20 図**参照）
 - ア 非常電源回路
耐火配線を使用すること。
 - イ 操作回路

耐熱配線を使用すること。

ウ 音響警報装置回路

特定駐車場省令 第4条第11号の規定する自動警報装置の回路の配線は、耐熱配線を使用すること。▲



第4の3-20図

14 総合操作盤

特定駐車場省令 第5条において準用する第4条第13号に規定する総合操作盤は、**第24 総合操作盤**（3 機器(10)、(11)及び(12)の表示機能、警報機能及び操作機能については、泡消火設備の項を準用すること。）によること。

15 湿式予作動式特定駐車場用泡消火設備の取扱い

流水検知装置省令 第12条の規定に基づく規格により検定を合格した湿式予作動式流水検知装置を用いる場合は、次によること。●

- (1) 制御盤から電磁弁までの配線は耐熱措置を講ずるとともに、制御盤及び電磁弁には予備電を附置するものとし、全ての電源が遮断された場合でも予作動弁の開放を維持できるものとする。
- (2) 制御弁は、防災センター等に設けること。
- (3) 感知部は**特定駐車場省令** 第4条第4号の規定により設けるほか、省令第24条及び省令第24条の2の規定に準じて設けること。

16 機械式駐車場

機械式駐車場に特定駐車場用泡消火設備を設ける場合は前 1 から 15 によるほか、機械式駐車場の各段とも防護できるように設けること。

なお、**特定駐車場省令** 第 2 条第 1 号ロに規定する「床面から天井までの高さ」の床面とは、機械式駐車場のピット部を含めたものであること。

ただし、ヘッドの取り付け高さについては機械式駐車場のピット部を含めない高さとする
こと。

17 その他

特定駐車場用泡消火設備は、日本消防検定協会で行われる性能評価を受けたものとし、付帯条件を満たすように設置すること。●